

## 札幌市配偶者暴力相談センターの開設について

札幌市では、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス＝DV）に関する相談や被害者の自立のための支援などを行う拠点として、「札幌市配偶者暴力相談センター」を開設します。

この施設は、今年8月の札幌市男女共同参画審議会の答申に基づいて開設するもので、これを中核とし、札幌市のDV対策において特に取り組みが求められている「相談」「自立支援」に重点を置いて被害者の救済と自立の促進を目指します。

なお、センターの開設と同時に、市民まちづくり局男女共同参画推進室でも同様の業務を開始します。

### 1 開設に至った背景

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）が昨年一部改正（6月公布、12月施行）されたのを受け、関係の施策についてもさらなる充実・強化が必要になりました。これを踏まえ、今後の札幌市のDV対策の方向性について、昨年7月から札幌市男女共同参画審議会において調査審議が重ねられ、今年8月に答申を受けたところです。

この答申では、当面の対応として、配偶者暴力防止法に定める「配偶者暴力相談支援センター」の機能を保有し、DV被害者の「相談」と「自立支援」を実施することを強く求めていることから、札幌市としての早急な取り組みが必要と考え、「札幌市配偶者暴力相談センター」の開設に向けて準備を進めてきたものです。

### 2 「配偶者暴力相談センター」等の概要

#### (1) 札幌市配偶者暴力相談センター（男女共同参画推進室分室）

〔所在地〕 札幌市内（詳しい所在地は非公表）

被害者および相談員の安全確保を図るため場所の公表は控えることとし、相談者からはまず電話で相談してもらい、面談を必要とする場合に所在地を案内します。

〔電話番号〕 728-1234

〔受付時間〕 月曜日～金曜日 午後1時～午後8時

土・日曜日、祝日 午前11時～午後5時

ただし、年末年始（12月29日～1月3日）は閉所

#### (2) 市民まちづくり局男女共同参画推進室

〔所在地〕 札幌市役所本庁舎13階

〔電話番号〕 211-3333

〔受付時間〕 月曜日～金曜日 午前8時45分～午後5時15分

土・日・祝日および年末年始は閉庁

### 3 開設日

平成17年11月15日（火）

### 4 相談等の方法

電話および面談

## 5 業務内容

- (1) DVに関する相談
- (2) 相談機関の紹介
- (3) 被害者の自立を促進するための、就業の促進・住宅の確保・援護等に関する制度の利用等についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整など
- (4) 保護命令 制度の利用についての情報提供、助言、関係機関への連絡など
- (5) 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整など

保護命令・・・加害者が被害者につきまとったり、住居・勤務先などの近くをはいかいしたりすることを禁止する「接近禁止命令」と、加害者に対して一定期間、家から出て行くよう命令する「退去命令」があり、いずれも被害者からの申し立てにより一定の要件を満たした場合に地方裁判所が発令するもの

## 6 開設の意義

- (1) 土曜・日曜・祝日や夜間における相談時間の拡充  
各区保健福祉部や男女共同参画センターなど、既存の相談窓口の多くが受付時間を平日の日中の時間帯としていますが、土曜・日曜・祝日や夜間に相談ができる「札幌市配偶者暴力相談センター」の開設により、相談者の利便性が向上します。
- (2) 保護命令の申し立てのための相談窓口の充実  
保護命令の申し立てを行うために必要な相談窓口が増え、申し立て希望者の利便性が向上します。
- (3) 関係機関との連携・協力による被害者の相談・支援体制の充実  
「配偶者暴力相談センター」が中心となって関係機関や民間団体との連携協力を進めることにより、被害者の状況に応じた効果的な支援が行えるようになります。

## 7 参考

- (1) 「配偶者暴力相談支援センター」は、平成13年の配偶者暴力防止法の制定に伴い都道府県において設置することとされていましたが、昨年の配偶者暴力防止法の一部改正により、市町村においてもその機能を持つことができるようになりました。このことを受け、岡山市が昨年12月に開設しており、札幌市は市町村としては2番目、政令指定都市では初となります。
- (2) 北海道が設置する「配偶者暴力相談支援センター」としては、北海道立女性相談援助センター、北海道男女平等参画推進室、各支庁環境生活課があります。

問い合わせ先

市民まちづくり局男女共同参画推進室男女共同参画課

電話 211-2962